

## 学生・西区連携まちづくり活動補助金に関する要綱 施行細目

第1条 この細目は、学生・西区連携まちづくり活動補助金に関する要綱（以下、「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第8条に規定する審査は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 要件審査として、要綱第2条から第6条の全ての要件を満たしているかを確認する。
- (2) 内容審査として、前項の要件を満たした活動計画について、次に掲げる項目を審査する。

- ① 活動計画が募集テーマと合致していること
- ② 活動が地域や区内事業者にとって有益なものであること
- ③ 活動計画を実施できる体制を有していること
- ④ 収支計画が社会通念上妥当と認められるものであること

(3) 評価審査として、前号の全ての項目を満たした活動計画について、次に掲げる項目の該当数の多いものを上位として順位付けを行う。

- ① 活動計画が類似事例の少ない先駆的な活動であるか
- ② 活動計画が西区で取り組む意義が大きいものか
- ③ 学生の専門性を活かした活動であるか
- ④ ターゲットの属性や活動規模に対して効果的な内容となっているか
- ⑤ 活動終了後も地域や区内事業者にとって有益なものであるか

(4) 区内事業者への確認として、前号の順位を示したうえで、当該活動計画について連携の可否を確認する。

2 要綱第8条に規定する採否の決定は、前項第4号により連携可能と確認された活動計画の中から、前項第3号の順位を踏まえ、予算の範囲内で行うものとする。

### 附則

この細目は令和8年4月1日から施行する。